東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年 6月17日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 6月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		循環水ポンプ点検用門型クレーン警報装置配線用しゃ断器において、作動不良(サイレン、赤色灯使用不可)が認められたため、当該配線用しゃ断器を点検・修理。	GⅢ	
2		復水ろ過装置デカントポンプ(B)シール水弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	